

福県医発第2592号(地)
平成23年 3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震への対応に関する児童福祉法による
助産の実施の特例措置等について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の地震の発生に伴い、被災地の福祉サービスの確保のための留意事項及び特例措置等について通知がなされ、社会福祉施設等での受け入れについても、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えないことと示され、児童福祉法についても同様であるとされております。従来、助産施設は児童福祉法により指定を受けておりますが、助産施設の指定を受けていない病院、助産施設、有床診療所についても受け入れが可能となり、緊急避難として必要がある場合には助産の実施を行っても差し支えないことと示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

(地Ⅲ226F)

平成23年3月18日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村定臣

東北地方太平洋沖地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施の
特例措置等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施の特例措置等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より日本医師会、日本産婦人科医会、日本助産師会宛に事務連絡がなされました。

本件は、今回の地震の発生に伴い、被災地の福祉サービスの確保のための留意事項及び特例措置等について通知がなされ、社会福祉施設等での受け入れについても、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えないことと示され、児童福祉法についても同様であるとされております。従来、助産施設は児童福祉法により指定を受けておりますが、助産施設の指定を受けていない病院、助産施設、有床診療所についても受け入れが可能となり、緊急避難として必要がある場合には助産の実施を行っても差し支えないことと示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成23年3月16日

〔 社 団 法 人 日 本 医 師 会
社 団 法 人 日 本 産 婦 人 科 医 会
社 団 法 人 日 本 助 産 師 会 〕 御 中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

東北地方太平洋沖地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施の特例措置等
について

母子保健行政の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

東北地方太平洋沖地震の発生に関し、被災地の福祉サービスの確保のための留意事項及び特例措置等については、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（以下「通知」という。）を別添（写）のとおり、各都道府県、指定都市、中核市あて送付しています。

通知においては、社会福祉施設等での受け入れについては、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない旨を示しているところです。これは、児童福祉法による助産施設についても同様であり、助産施設の指定を受けていない施設等での受け入れが可能となることから、緊急避難として必要がある場合には、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えないこととなります。

また、従来より災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能となっています。

今般、各自治体あてに、これらの留意事項を踏まえ受け入れ医療機関と調整の上、適切な対応をとるよう連絡したところです。

つきましては、貴会会員におかれても、御了知頂きたく、周知をお願い申し上げます。

別 添

事 務 連 絡

平成23年3月14日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦、乳幼児への
対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われまふ。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が長期化することも予想されることから、継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

については、今般、このような被災地の状況に鑑み、別添のとおり関係団体に協力を依頼したところでありまふので、被災地における避難所及び被災者の状況に応じ、関係団体とも連絡、調整の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

また、地震の被災により災害救助法の適用を受けた地域の住民が、緊急避難措置として、一時的に被災地以外に住居を構える場合においても、必要なサービスが適切に提供される必要があります。

については、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取り扱いについて、当該被災者から申し出があつた場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いしますとともに、貴管内の市町村及び関係機関に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

雇児総発0311第1号
社援総発0311第1号
障 企発0311第1号
老 総発0311第1号
平成23年3月11日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部局 御中

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老 健 局 総 務 課 長

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応
及びこれに伴う特例措置等について

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、現在多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にありますが、高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者に対しては、福祉サービスの確保に努めて頂くとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、次のとおりですので、対応に万全を期すようお願い致します。

1 社会福祉施設等（保育所等の通所施設を含む。）での受け入れ

（1）広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、要介護高齢者や障害者等で福祉サービスを利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設に入所させる等、必要な福祉サービスを提供することが急務である。

このためには、

ア 避難所等に避難している要介護高齢者や障害者等について、福祉サービスが必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、早急に「ア」の調査を行うとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

（2）入所対象者について

ア サービスの提供は、広域的調整体制の下で行うこと。

受け入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、受け入れ元と同一の施設種別への調整、避難所及び在宅の者の受け入れについては、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

受け入れ期間については、避難生活の長期化が見込まれる場合には、広域的調整体制の下での再調整も必要であり、特に、種別の異なる施設での受け入れの場合には留意されたい。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設から職員の応援派遣を行うこと。

（3）入所対象外の要援護者について

ア 避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対しては、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を「福祉避難所」とし、これらの者の受け入れを行っても差し支えない。

イ 「社会福祉施設等」又は「介護老人保健施設」で入所対象外の要援護者を受け入れる場合には、施設の空きスペース等を「福祉避難所」として提供すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。
また、ボランティアによる支援も併せて検討すること。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 社会福祉施設等での受け入れ

ア 入所対象者について

(ア) 措置施設等（保育所を含む。以下同じ。）の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費（運営費）支弁

措置等は継続されているものとして、措置費（運営費）は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

(イ) 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費（運営費）支弁

① 定員内での受け入れ

当該受け入れ施設の通常の措置費（運営費）支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受け入れ

定員超過した員数に、当該受け入れ施設の措置費（運営費）単価を乗じて支弁。

③ 受け入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁する。

ただし、保育所の場合には、「保育単価」を「25日」で除した額に「その月の入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）」を乗じた額（10円未満切捨）を支弁する。

④ 種別の異なる施設での受け入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

(ウ) 1(2)ウについて、受け入れ施設が職員派遣元施設に支払うべき派遣経費については、受け入れ施設に対し、措置費の特別基準により支弁することとする。

(エ) 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行って差し支えない。

イ 入所対象外の要援護者について

避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対して、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を災害救助法に基づく「福祉避難所」として提供する場合、都道府県（又は委任を受けた市町村）が認めた以下の経費については、「災害救助法」に基づき、費用支弁する。

(ア) 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費

(イ) 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用

(ウ) 消耗品

(エ) 食品の供与（高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。）に係る経費等

(2) (1)に掲げる「費用負担に係る特例措置等」により行った場合は、厚生労働大臣の承認が得られたものとして取り扱う。

なお、これにより難しい場合には、個別協議により対応するものとする。

4 要援護高齢者及び要援護障害者等に係る対応については、「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）、「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」（平成23年3月11日付事務連絡）及び「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（平成23年3月11日付事務連絡）に留意されたい。

5 なお、本日、菅総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、別添「災害応急対策に関する基本方針」が取りまとめられたので参考に送付する。

6 本通知は、現段階で考えられる要援護者への対応等について発出するものであり、今後の状況如何によっては、追加、補足等があり得る。

災害応急対策に関する基本方針

平成 23 年 3 月 11 日
平成 23 年宮城県沖を震源とする地震
緊急災害対策本部

本日 14 時 46 分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
 - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
 - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
 - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。